

株式会社阿部工務店

認定番号：20041

新規認定日：令和2年11月13日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、17項目達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・資格取得奨励金制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、従業員向けの研修制度の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある
正規雇用労働者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の正規雇用労働者の数【ア】が、3年前の正規雇用労働者の数【イ】と比較して5%以上増加している。 ・申請日における正規雇用労働者の数が、上記【ア】の正規雇用労働者の数を下回っていない。
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・一定時刻以降の全社一斉消灯を実施している
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・会議時間の見直し

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・短時間勤務制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

積極的な中途採用	・3年前と比較して，中途採用の正規雇用労働者（45歳以上の者）の数が5%以上増加している
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・テレワーク制度がある
	・申請日前1年間において，上記の利用の実績がある

〈ひとことコメント〉

弊社では、働き方改革に関する取り組みのうち、社員の資格取得を積極的に応援しています。初めて建設業界に携わる方も、更なるキャリアアップを目指す技術者も、資格取得の際には学費負担を実施しています。これからもこの福岡で地域に密着しながら全社員で一丸となって成長していきます。